

2018年2月27日

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷俊行）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定しましたのでお知らせします。

【策定の目的】

お客さま本位の業務運営の精神に則り、先進的なテクノロジーを活用した、安心安全で付加価値の高い金融サービスを提供するため、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定いたしました。

当行は、これからもお客さまの多様なニーズにお応えするとともに地域経済の活性化に貢献するため、金融サービスの多様化・高度化に努めてまいります。

以上

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

株式会社京葉銀行（取締役頭取：熊谷 俊行）は、先進的なテクノロジーを活用した安心安全で付加価値の高い金融サービスを提供するため、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下に定めます。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当行は、お客さま本位の業務運営の精神に則り、すべてのお客さまの多様なニーズに真に適うサービスの実現を目指すため、電子決済等代行業者との連携及び協働を図っていくことを基本方針とします。

2. 「更新系」API連携に係る体制整備

当行は、電子決済等代行業者による改正銀行法第2条17項第1号に掲げる行為を可能とするAPI連携の整備を行います。

3. 「参照系」API連携に係る体制整備

当行は、電子決済等代行業者による改正銀行法第2条17項第2号に掲げる行為を可能とするAPI連携の整備を行います。

なお、個人のお客さま向けのインターネットバンキング契約に基づく「残高・取引明細照会」機能については、平成30年2月時点でAPI連携の体制整備を完了しております。

4. API連携に係るシステムの設計、運用及び保守ならびにその他の当該整備に係る

システム構築に関する方針

当行は、API連携に係る当該システムの構築を一般社団法人全国銀行協会による「[「オープンAPIのあり方に関する検討報告書」](#)（平成29年7月13日公表）の開発原則、仕様標準に準拠して行います。また、セキュリティ対策については、金融情報システムセンター（FISC）が定める「安全対策基準」に沿って整備します。

なお、当該システムの設計、運用及び保守をシステムベンダーへ委託して行います。

5. 連携・協働に係る業務を行う部門の名称・連絡先

当行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は下記の通りです。

担当部署：営業企画部 IT戦略グループ

連絡先：043-306-8002 e-mail：fintech@keiyobk.jp

6. その他参考となるべき情報

その他連携及び協働を検討するに当たり、API連携の具体的な時期等の参考になるべき情報は「[本文に関わる別表](#)」の通りとなります。

以上

<本文に関わる別表>

平成 30 年 2 月 27 日現在

当行は、次世代勘定系システムの更改を予定しております。本別表の変更については、システム構築の状況を踏まえ、順次当行ホームページにて公開してまいります。

1. 「更新系」オープンAPIの整備完了時期

次世代勘定系システムの安定的な稼働を確認後、完了する予定です。

2. 「参照系」オープンAPIの整備完了時期

次世代勘定系システムの安定的な稼働を確認後、完了する予定です。

※個人のお客さま向けのインターネットバンキング契約に基づく、「普通・貯蓄預金口座の残高照会、入出金照会」「定期預金の残高照会」「投資信託の残高照会」機能等については、平成 30 年 2 月時点で株式会社日立製作所をベンダーとして体制整備を完了しております。

科目	参照系（個人のお客さま）	
	残高照会	取引明細照会
普通預金	○	○
貯蓄預金	○	○
定期預金	○	○
積立定期預金	○	—
カードローン	○	○
外貨普通預金	○	—
外貨定期預金	○	—
投資信託	○	—

○：対応整備完了、—：未対応 <平成 30 年 2 月時点>

3. API連携に係るシステム構築に関する事項

今後、次世代勘定系システム安定稼働後に完了を予定するオープンAPI連携システムの設計、運用及び保守を委託するベンダーは、現在検討中となっております。

※API（Application Programming Interface）とは、あるアプリケーションの機能や管理するデータなどを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等を指し、このうち、他の企業からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれる。

以上